

平成 19 年 9 月 18 日

## 忌避申立に関する原告陳述書

原告代表 由井 玲子  
福田 睦子  
野口ひろ子

東京地裁平成 18 年（行ウ）第 226 号 土地区画整理事業施行認可処分取消等請求事件について、申立人は裁判官杉原則彦に対して、忌避を申立てています。理由は以下の通りです。

### 1、作為的に『工事車両通行認定処分取消に係る執行停止申立』に対する決定を遅らせた。

日々の工事車両通行による被害に苦しんでいる地域住民は、「工事車両通行認定処分取消に係わる執行停止」に関して、早期に結論を出すようかねてから裁判所に要求していました。7月27日の結審前、原告代表3名（由井、福田、野口）が弁護団と共に杉原裁判長と面談した際も、弁護団が早期の結論を求めたのに対して、杉原裁判長はそれに応じる素振りを示し、早急に結論を出したいとの趣旨の発言をしていましたが、結論は先送りされていました。ようやく、その後提出された弁護団からの早期判断を求める上申書を受けける形で、本年9月5日になり、渋々、決定を出しました。

しかしそれは、『原告適格がない』との理由で、住民の訴えの申し立てをあっさりと却下する旨の決定でした。私たち原告団は、4月に提訴以降も、工事車両被害の実態をなるべく詳しく伝えるため、重ねて街頭に立ち、ビデオ撮影も含め、連日調査、重ねて、証拠を裁判所に提出してきました。裁判所の決定が長引いていることは、慎重審議を行っているからと考えていたからです。しかし、5日付けの『特殊車両通行認定処分取消し請求事件』の決定書を受取り、私たち原告が抱いていた考えがいかに甘いものであったか、思い知らされたのです。

『原告適格がない』という結論は、きわめて平易に解釈すれば、道路幅がどうであろうと、工事車両が規定を超えていても、住民には訴える権利はないということです。小田急事件大法廷の判決を当然のことと考えていた私たちにとって、まさに耳を疑うような判断でした。百歩譲っても、違法かどうかの具体的判断を示すことなく「門前払い」をするなら、なにゆえに、判断を直ちに示さなかったのか。早期に結論を出すとの態度を示しながら、なぜ本案の判決直前まで引き延ばす必要があったのでしょうか。

答えは唯一つ、本訴の結論を見えにくくさせ、早期の結審を誘導するためであったとし

か考えられません。本裁判で、多くの違法であることを示す証拠が提出される前に、証人調べも、証拠提出命令も出さずに結審させ、闇のなかに真実を閉じ込めたまま、最初から想定している結論を下す、こうした図式は誰の目にも明らかで、私たちを愚弄するにもほどがあり、きわめて作為的な訴訟の進め方と言わざるをえません。

## 2、証拠不十分のまま、結審を急いだのは官製談合疑惑に蓋をし、三井不動産マンション販売に機を合わせるためである。

なぜ、第一種低層住居専用地域である三井グラウンドに、高層マンションが建築されることになったのか、なぜ、住民の生命の安全を守る立場にあるはずの行政が、広域避難場所の実質的機能を失わせてまで、積極的に一企業の利益に加担したのか。真実を明らかにし、取り返しのつかない環境破壊をなんとしても食い止めたいという思いから、提訴してから1年余が経過しました。

この間、7回の口頭弁論が開かれ、そのなかで、多くの違法を積み重ねて開発にいたった道筋もはっきりみえ、勝訴以外考えられないとの確信を持ちました。

東京都から提出された広域避難面積の数値が、実は三井不動産提供のものであったことなども提出された証拠資料で判明しましたが、一方、提訴してわずか、1年余、十分な審議もせず、多くの疑点を残したまま、突然結審を告げられた私たちとしては、裁判の進め方に極めて強い疑義を抱かざるをえませんでした。弁護団を通じて、裁判所が早期結審の意向であると聞いたときは、信じられない気持ちでした。

平成19年2月13日付け弁護団から提出された「釈明処分を求める申立書並びに求釈明」以降、官製談合に関する疑いが強まり、争点がしぼられようとした頃から、裁判の進め方は素人目でもおかしいものになっていきました。

見過ごすことができないことは、弁護団から要求した『開発に係わる三井の基本構想』資料提出に関し、被告が頑として応じないにもかかわらず、不問に付して結審を急いだことです。大法廷は日程がとりにくいと言っていながら、7月に2回も大法廷で口頭弁論を設定したこと（このことは、杉並区の都市計画審議会が、三井側の早期の開発要請を受ける形で、十分な審議もせずに強行採決した構図と瓜二つです）など、目を覆いたくなるような訴訟指揮をとり始めました。談合疑惑の核心をつく証拠資料を出させまいと、追い詰められた犯罪人（被告）を手助けして、裁判長自らがあたふたと、なりふり構わず蚊帳の外に連れ出そうとしているかのようでした。

7月4日の口頭弁論終結時に、裁判長が原告に「文書で出すよう」に、文書提出命令をするかのごとくの発言をし、それを受けて「文書提出命令申立」をしたにも関わらず、7月27日の裁判所が言うところの最終口頭弁論時には、「必要ない」と言い放ち、文書提出命令を却下してしまいました。そして裁判長は、一連の流れを否定するかのように「そのようなことは言っていない」と述べ、満員の大法廷傍聴席から驚きの声があがるなど、異様な雰囲気の中で、次回判決が強引に告げられたのでした。弁護団からの証人申請に関しても、「必要はない」と、なにがなんでも結審する姿勢をみせ、原告団・傍聴人から強い不満の声があがりました。

しかし、証拠を十分調べる必要もないほど、違法性が明らかであるし、これ以上の違法な証拠の積み重ねは不必要であるとの判断にいたったともとれる発言（「分かりやすい判

決を出す。三行半というものではない」など)を繰り返した杉原裁判長の言葉に、祈るような思いで望みを繋げざるをえない状況に追い込まれ、結審を受け入れざるを得なくなりました。

私たちは、『公正な判決を求める住民要望書』に取り組み、27日の口頭弁論前には、実質1週間ほどで、7千筆以上もの住民署名を裁判所に届けました。

住民署名を渡すため、口頭弁論前に原告団の代表3人が同席し、弁護団と共に杉原裁判長と面談した際、十分な審理を求める弁護団に対して、判断するには十分な証拠が揃ったとして、早期の結審が住民らの利益であるかのごとくの説明をなしてはいたはずですが。

三井グランドのマンション開発の核心が、行政と大企業の癒着構造にあることを明らかにしなければ、問題の本質は見えないし、解決にはならない、司法は社会の闇を明らかにできる最後の砦であるはずだという、祈りにも似た気持ちの7千余筆を、杉原裁判長は、さも正面から受け止めたかのごとく装っていたのです。

その後、裁判の結審後に、杉並区が情報公開した『動植物調査』などの資料は、改ざんの疑いもある資料であることが判明しました。いずれも、裁判の中で、弁護団が提出を要求したにもかかわらず、杉並区が頑なに提出を拒み、裁判に証拠として提出されなかったものです。これらの重要証拠は、突然ともいえる早期結審の意向を後ろ盾に、いともたやすく行政により、隠蔽されたのです。真実を明らかにするための法廷が、真実を隠蔽する役割を積極的に担ったと言わざるをえません。

公正な判断を下す場所であるはずの裁判が、三井のマンション販売に合わす形で、官製談合疑惑を闇に葬り、販売に有利なためだけに、結審を急いでいたということは、はっきりしています。「三行半にはしない」という舌の根もかわかぬうちに、工事車両通行認定処分取消しに関して、原告適格がないとの「三行半」どころではない決定をくだした欺瞞を見逃すわけにはいきません。日程がとりにくいはずの大法廷を結審を急ぐあまり7月に2回も開くなど、どうみても、なにがなんでも三井不動産マンション販売に合わせて早期結審をするという官民司法一体のもくろみが明白です。

「開発が進んでしまえば、勝訴しても実効性がない」ことを匂わせながら、車両制限令の判断を故意に遅らせることでこの本質を隠蔽したやり方は、きわめて、作為に満ち、司法に携わるものとして、基本的に資格がないと断言せざるをえません。

司法は一国の良心であるはずですが。十分な証拠調べを行い、法に照らして十分な証拠資料をもとに、判断をくだす、このような当たり前のことが行えず、姑息な訴訟指揮であらかじめ想定している判断にあてはめるように、被告に不利益になると考えられる証拠資料を「協働」して葬り去り、わずか7回の審理で強引に結審を告げる裁判官のもとで、判決を受けることは、断じて受け入れることができません。

私たち原告は、満身の怒りと司法に対する絶望感・哀しみをもって、杉原則彦裁判長を忌避します。